

## 運転免許行政処分業務処理要領の制定について（例規）

（最終改正：令4年3月28日 運免第50号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

この規定は、運転免許行政処分業務の電算化に伴い、行政処分業務の処理要領、行政処分端末の操作方法等の基本的事項、統計等の業務処理について必要な事項を定めています。